

～ 国際研修 ～

第32回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官・JICA長期専門家

西 岡 剛

1 はじめに

国際協力部では、2009年11月30日から同年12月11日までの間、ベトナム社会主義共和国から研修員10名を日本に招へいし、第32回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

最高人民検察院犯罪統計局長	Mr.グエン・ミン・ドゥク
最高人民検察院判決執行監督部長	Mr.グエン・マイン・ハウ
ラオ・カイ省人民検察院検事正	Mr.チュウ・ヴィエト・ハイン
最高人民検察院刑事事件訴追・裁判監督部副部長	Mr.グエン・タイン・ハオ
最高人民検察院ハノイ控訴部副部長	Mr.グエン・ハウイ・ティエン
バグザン省人民検察院次席検事	Mr.グエン・フォン・ドン
最高人民検察院ハノイ検察訓練校副校長	Mr.ディン・スアン・ナム
最高人民検察院人事部人事管理課長	Mr.グエン・ヴァン・ミン
最高人民検察院検事	Mr.トン・ミン・トゥエン
最高人民検察院検事	Mr.マイ・テー・バイ

本稿では、この研修の概要を紹介する。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

2 研修実施の背景・理由

ベトナム社会主義共和国は、1990年代から司法制度改革に取り組み、2005年には、ベトナム共産党において、法・司法制度整備に関する二つの決議（「法制度整備戦略〔第48号決議〕」、 「司法改革戦略〔第49号決議〕」）が採択された。これら決議には、ベトナムの実情を踏まえた上で、諸外国の法律システムを選択的に取り入れ、一貫性、統一性のある法律システムを構築すること、訴訟当事者による公判での弁論活動を強化した改正刑事訴訟法を制定すること、そして、えん罪を防止するため捜査機関による適正な捜査活動を行うことなどが盛り込まれている。また、ベトナムでは、矯正施設内における受刑者の人権保護を図るため、検察院による矯正施設に対する監督体制を強化することも課題となっ

ている。このような現状を踏まえ、現在、ベトナムでは、最高人民検察院が中心となり、関係省庁と協議を重ねつつ、刑事訴訟法等の改正を含めた刑事司法制度の改革が進められている。

ベトナムは、日本が、明治時代、西欧諸国から法制度を移植し、これに成功して独自の法文化を形成していること、戦後、刑事訴訟において職権主義から当事者主義へと移行し、現在では、当事者主義を基調としつつ、職権主義的要素を随所に取り入れながら刑事司法活動を円滑に遂行していることなどから、日本の刑事司法制度を参考にしながら自国の刑事司法制度の改革に取り組みたいと考えている。当所は、1990年代から、国際協力機構（JICA）が行う政府開発援助（ODA）の枠組みで、同国に対する法制度整備支援に協力しているところ、2007年4月には、「ベトナム法・司法制度改革支援」プロジェクトが始まり、そのプロジェクトの中に、ベトナムの刑事司法活動を改善するための支援及びこれに関する本邦研修も組み込まれている。そうした中、ベトナム側から、刑事訴訟法等の改正を含めた刑事司法制度改革を推進する上で、日本の刑事司法活動の実情を学びたいと要望してきたことから、当部がJICAと協力して本研修を行うこととなった。

3 本研修の概要

(1) 本研修の目的

本研修の目的は、研修員が、日本の刑事訴訟法の訴訟構造、日本の検察官・弁護人の役割、矯正施設に対する管理体制などについて専門家から講義を受け、刑事法廷を傍聴することなどによって、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事司法活動の実情等を学ぶとともに、今後のベトナム刑事司法制度の展望についての発表を行い、これに関して専門家と集中協議をし、問題点の抽出、改善策の検討を行い、刑事訴訟法等の改正を含めたベトナム刑事司法制度改革を後押しすることである。

(2) 講義

ア 日本の刑事訴訟法の訴訟構造について

日本の刑事訴訟法の訴訟構造について、職権主義から当事者主義へ移行した経緯等について、東京大学大学院法学政治学研究科大澤裕教授に講義していただいた。

まず、フランス法の影響を受けた治罪法（1880年制定）、明治刑事訴訟法（1890年制定）、ドイツ法の影響を受けた大正刑事訴訟法（1922年制定）が制定された経緯や1923年に陪審制度が採用された経緯などを説明されるとともに、そのころの捜査手続や公判手続について、裁判所、検事、警察との関係を説明しながら紹介された。また、起訴便宜主義や略式手続が導入された経緯についても説明された。

そして、第2次世界大戦後、アメリカの影響を強く受けた当事者主義を基調とする刑事訴訟法が制定された経緯についても説明された。その中で、令状主義、訴因制度、伝聞法則、起訴状一本主義などが採用された経緯や現行の刑事訴訟法における検察と警察の関係などについても説明された。

最後には、裁判員制度と当事者主義との関係についても説明された。

この講義において、ベトナム側からは、起訴便宜主義を採用した場合、検察官の判断が恣意的にならないか、どのような証拠が伝聞証拠に当たるのか、捜査段階で自白していた被告人が公判廷で否認した場合、捜査段階の被告人の供述調書の証拠能力はどうなるのか、などといった質問がされた。

イ 日本の検察官の役割（捜査手続を中心に）

(ア) 日本の検察制度の概要、捜査手続について（講師：国際協力部教官 西岡剛）

日本の検察制度の沿革、検察庁の組織機構などについて説明するとともに、日本の捜査手続、検察と司法警察職員との関係などについても説明した。



(イ) 公判検察官の役割について（講師：東京地方検察庁公判部 亀掛川健一検事）

公判手続における検察官の役割を説明する中で、補充捜査の必要が生じた場合の捜査担当の検察官や警察との連携、法廷に提出する証拠の選別方法、公判前整理手続などを説明された。

この講義において、公判段階において、公判担当検察官は、警察に対して、どのようにして補充捜査を指揮するのかなどといった質問がされた。

(ロ) 検察における独自捜査について（講師：大阪地方検察庁堺支部 城祐一郎支部長検事）

軽微事件の検察官による独自捜査から特別捜査部による複雑な経済事件や贈収賄事件の独自捜査までを、実際の経験に基づき、その捜査手法を紹介された。

この講義において、特捜部はどのようにして捜査の端緒を得ているのか、特捜部に対する不当な政治的な圧力はないのか、特捜部はどのようにして内偵捜査を行っているのか、などといった質問がなされた。

(ハ) 検務事務について（講師：統括国際協力専門官 田中充）

検務事務全般（事件、令状、証拠品、執行、徴収、犯歴、記録）について、概括的な説明とともに、検察庁において検察官を補佐する検察事務官の役割を説明された。

この講義において、検察事務官には捜査権限は認められているのか、刑事収容施設と刑務所はどのように違うのか、などといった質問がされた。

ウ 日本における刑事弁護人の役割（講師：東京清和法律事務所 高畑満弁護士）

日本において、弁護人は、被疑者、被告人の権利保護のためにいかなる弁護活動を行うことができるのか、起訴前の弁護活動と起訴後の弁護活動とに分けて説明された。起訴前の弁護活動として、捜査官から不当な自白を強要されないようにするために被疑者ノートを差し入れたりすることや、不当な身柄拘束がなされないようにするための不服申立の手段などを紹介された。起訴後の弁護活動では、情状関係だけを争う場合と事実関係を争う場合とに分けて、公判において、どのような活動を行うのが被告人の権利保護につながるのかを説明されるとともに、弁護人による証拠収集活動についても紹介さ

れた。

エ 日本における矯正施設に対する管理体制（講師：法務省矯正局 大口康郎局付検事）

矯正の組織・機構，矯正施設に対する管理体制について説明され，その中で，刑事施設監視委員会，刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会が設置された経緯や，矯正施設職員の不祥事に対する対応やその防止策などについても紹介された。

矯正施設内で，原因不明で被収容者が死亡した場合にはいかなる措置をとるべきであるか，被収容者の仮釈放に当たり，検察官は関与するのか，仮釈放の具体的な手続はどうなっているのか，などといった質問がされた。

(3) ベトナム側からの発表

「ベトナム刑事司法制度改革において，検討すべき課題」というテーマで，団長のドゥック局長による発表がなされた。

ベトナムでは，2003年に刑事訴訟法が改正され，その結果，刑事事件の捜査・起訴・公判・判決の執行の各過程において，業務の質や効率性が向上した。しかしながら，一部規定の不十分さや，情勢の変化などから，現実のニーズにこたえられていない面も露呈されてきた。そのため，2008年1月に，改正刑事訴訟法立案委員会を設立する国会常務委員会による決定が公布され，最高人民検察院が責任機関となり，最高人民裁判所，司法省，公安省，国防省など関係機関とともに，改正作業に取り組んでいる。改正作業における主な検討課題とこれに対する日本側からのコメントは以下のとおりである。

ア 無罪推定の原則について

(ア) ベトナム刑事訴訟法9条において，「何人も，裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪とみなされず，処罰されない。」旨規定され，条文上，無罪推定の原則が導入されている。しかし，刑事訴訟に携わる裁判所以外の他の機関に対しても，かかる原則を適用させるべく，条文の改正を検討しているところである。

(イ) これに対し，日本側から，「上記9条は，国際人権規約（B規約）上，必要な規定であるので，これを維持する必要があるとのコメントをするとともに，現行の刑事訴訟法上の規定の問題点を指摘した。つまり，ベトナム刑事訴訟法第224条において，『（刑事事件の）判決には，被告人の犯行を説明し，被告人の有罪及び無罪を確定する証拠を分析し』なければならない旨規定されている。この規定は，訴訟遂行機関が，被告人が無罪であることを証明しなければ，無罪の判決を言い渡すことができないような規定ぶりである。無罪推定の原則からすれば，有罪認定ができない以上，おのずと被告人は無罪となるのであり，わざわざ被告人の無罪を証明する必要はないのであり，無罪推定の原則からするとこの規定ぶりにはやや疑問を感じる。」とのコメント



をした。

イ 公判における検察官・弁護人の尋問権の拡充

(ア) ベトナムは、刑事訴訟において、職権主義を採用しており、公判において、被告人・被害者等の関係者に対する尋問は裁判官が中心的に行っており、検察官・弁護人は、補充的に尋問するだけである。そこで、公判における当事者の弁論活動を活発化させることで、えん罪を防止し、被告人の権利を擁護する必要がある、検察官・弁護人の尋問権を拡充させる方向で、刑事訴訟法の改正を検討しているところである。

(イ) この点に関し、日本側から、「単に、検察官・弁護人の尋問権を強化するのではなく、誤導尋問や誘導尋問を禁止するなど、尋問のルールを明確に定めた上で、当事者の尋問権を強化しなければ、公判での議論が空転する恐れがある。」とのコメントをした。

ウ 監督審裁判所の権限強化

(ア) ベトナムの裁判は二審制であるが、二審で判決が確定した後も、当該判決に重大な法令違反等がある場合には、検察院長官、裁判所長官は異議申立てをして、当該判決が再検討されることがあり、これを監督審と呼んでいる。監督審では、原判決を破棄することはできても、自判はできない。監督審において破棄された事件は、再捜査されるか再審理されることとなる。このようなケースが増加し、判決確定後も被告人の立場が安定しないことから、監督審において被告人に有利な結論が導かれた場合には、監督審が原判決の内容を変更できるように改正すべきであるという意見があり、その是非が検討されている。

(イ) この点に関し、日本側から、「監督審の判断に拘束力がないことから、監督審が確定した判決を原審に差し戻したとしても、原審は原審の判決を維持することができるのである。そうなれば、再び当該事件が監督審に申し立てられ、監督審において再び破棄され、原審に差し戻されることになるのである。このようなことが延々と繰り返されたケースもあったと聞いている。監督審の判断に拘束力を持たせれば、原審もこれに従わざるを得ず、このような事態を防ぐこともでき、法的安定性も保つことができるのではないか。」というコメントをした。

エ 民事事件における検察院の責務について

(ア) ベトナム検察院の責務は、検察権を行使し、司法活動を管理することであり、従来、刑事訴追する以外にも、民事訴訟において、当事者に代わって訴えを提起するなどして民事事件にも関与していた。しかし、2004年に制定された民事訴訟法では、検察院による訴えの提起権は原則として撤廃されるなど、民事事件への関与が大幅に制限された。その後、民事事件における監督審や再審の申立件数が増加し、原判決が破棄される件数も増加したことから、このような事態を改善するためにも、再び検察院による民事事件への関与を元の状態に戻す必要があるのではないかという議論がベトナムでなされている。

(イ) この点に関し、日本側から、「検察院は、司法活動を管理・監督するという側面と

訴訟における一方当事者という側面も有しており、これら二つの側面は相入れないのではないかという議論がベトナムでなされ、これが、2004年に制定された民事訴訟法において、検察院による訴え提起権が原則として撤廃されることとなった背景事情の一つと聞いている。このような背景事情を考慮すれば、今後、検察院に民事事件の訴え提起権を認めることは難しいのではないか。」とのコメントをした。

オ その他

ベトナムにおいて、起訴便宜主義の導入の是非、各訴訟機関（裁判所、検察院、捜査機関）の権限の明確化、執行猶予、非拘束矯正を受けた者に対する監督の強化などが改正事項として検討されている。

(4) 表敬，見学

- ① 検事総長表敬
- ② 法務省矯正局長表敬
- ③ 東京地方裁判所法廷傍聴
- ④ 府中刑務所見学

4 所感

上記のとおり、本研修では、改正刑事訴訟法の起草責任機関であるベトナム最高人民検察院の犯罪統計局ドック局長ら10名が研修員として来日し、日本の刑事訴訟法の構造、日本の検察官・弁護人の役割、日本における矯正施設に対する管理体制等について大学教授、実務家から講義を受け、その際、各講師らに質問をし、各講師らと積極的に議論をした。このような講義・議論を通じて、研修員たちは改めて日本の刑事司法制度についての知見を深めるとともに、ベトナムの刑事訴訟法法案を起草する上での問題点を抽出することができ、今後、整理・検討していくべき方向性を見いだすことができたように思われる。

また、東京地方裁判所において、実際の刑事裁判の法廷を傍聴することにより、当事者主義の公判手続を直接見聞し、さらに、府中刑務所を見学することによって、日本の矯正行政の在り方もより深く理解してもらえたものと感じている。

このように、本邦研修には、複数の専門家から集中的に講義を受け、日本の実務を実際に見聞できるという大きなメリットがある。今後も、ベトナム刑事訴訟法改正に向けて、日本人現地専門家らと協力して、ベトナム側に対し、必要な助言、支援を続けていきたい。

第32回 ベトナム法整備支援研修日程表

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
11/29	日	入国		
11/30	月	オリエンテーション(JICA) TIC SR8	12:00～ オリエンテーション(ICD) 講師:ICD教官 TIC SR8	講義(日本の検察官の役割～捜査手続を中心に①) 講師:ICD教官 TIC SR8
12/1	火	講義(日本の検察官の役割～捜査手続を中心に②) 講師:ICD教官 赤れんが棟3階共用会議室		講義(検務事務概要説明) 講師:法総研国際協力部 田中統括国際協力専門官 赤れんが棟3階共用会議室
12/2	水	ベトナム側プレゼンテーション テーマ:ベトナム刑事司法制度及び検察制度の今後の展望 TIC SR8		
12/3	木	10:00～ 写真撮影 赤れんが棟前	10:30～ 検事総長表敬	13:30～ 矯正局長表敬 講師:東京地検公判部 亀卦川検事 赤れんが棟3階共用会議室
12/4	金	東京地裁法廷傍聴	12:40～13:40 所長主催意見交換会 法曹会館3階「富士の間」	講義(検察における独自捜査) 講師:大阪地方検察庁堺支部 城支部長検事 赤れんが棟3階共用会議室
12/5	土			
12/6	日			
12/7	月	講義(日本における矯正施設に対する管理体制) 講師:法務省矯正局 大口局付 アジ研2F会議室		刑務所見学(府中刑務所) 府中刑務所
12/8	火	大学教授による講義(日本の刑事訴訟法の構造「職権主義的刑事訴訟から当事者主義的刑事訴訟への移行経緯」) 講師:東京大学大学院法学政治学研究科 大澤裕教授 赤れんが棟3階共用会議室		
12/9	水	弁護士による講義(日本の刑事裁判における弁護人の役割) 講師:高畑満弁護士 赤れんが棟3階共用会議室		
12/10	木	全体討論会 コメンテーター:大澤教授(AMのみ), 高畑満弁護士(PMのみ), ICD教官 TIC SR6		
12/11	金	10:00-11:00 総括(質疑応答等) コメンテーター:ICD教官	11:00-12:00 評価会	12:00-12:30 終了式 TIC SR13
12/12	土	帰国		